

# 公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする水利施設等保全高度化事業室本新田地区の認可申請をしたいから土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区が行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年3月9日までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和8年2月27日

観音寺市高室土地改良区

理事長 小林 啓三



## 記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

# 土地改良事業計画概要書

## 1. 目的

本地区の揚水施設を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

## 2. 地域、地籍及び現況

(1) 所在 観音寺市室本町 地内

(2) 地積 受益面積 12.1 ha 関係戸数 28 戸

(3) 現況 当地区は、観音寺市室本町の中央部に位置した、畑地地帯であり、野菜等が中心の営農であり、地区の揚水施設は、老朽化が進み、用水の円滑な配水に支障をきたすとともに、維持管理に多大な労力を要している。

## 3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、43アールで土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ・ 揚水施設の整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
- ・ 有明浜と主要地方道丸亀詫間豊浜線に囲まれた畑地地域であり、緑豊かな畑地地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

## 4. 主要工事計画

(1) 数量 1 式

主要ポンプ N=5箇所

補充ポンプ N=2箇所

(2) 構造 揚水機  $\phi$  80、 $\phi$  50

## 5. 付帯工事計画

該当なし

## 6. 工事の着工及び完了予定期間

着工 令和 8年 11月 2日

完了 令和 12年 3月 29日

## 7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

## 8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、観音寺市高室土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額 (千円)	備 考
工 事 費	70,000	
用 地 測 量 費	1,000	
測 量 試 験 費	9,000	
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	80,000	10a当りの事業費 661,157 円

(2) 資金計画

区 分	金 額 (千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金	40,000 事業費の50%
	県 補 助 金	20,000 事業費の25%
	市 補 助 金	16,000 事業費の20%
	小 計	76,000
地 元 負 担 金	受 益 者 負 担 金	4,000
	借 入 金	- 農林漁業資金 利率 - 償還期間 - 賦課基準 -
	小 計	4,000
計	80,000	

10. 事業効果

経 済 効 果 (千円)		総 費 用 総 便 益 比
総便益額(現在価値化)	130,483	総費用総便益比 1.44 ≥ 1.0
総費用(現在価値化)	90,465	
年総効果(便益)額	6,350	総所得償還率 1.4% ≤ 20%
現況年総農業所得額	17,425	
年増加農業所得額	6,276	
年 償 還 額 (千円/年)		増加所得償還率 - % ≤ 40%
年償還額	260	

別紙参照

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

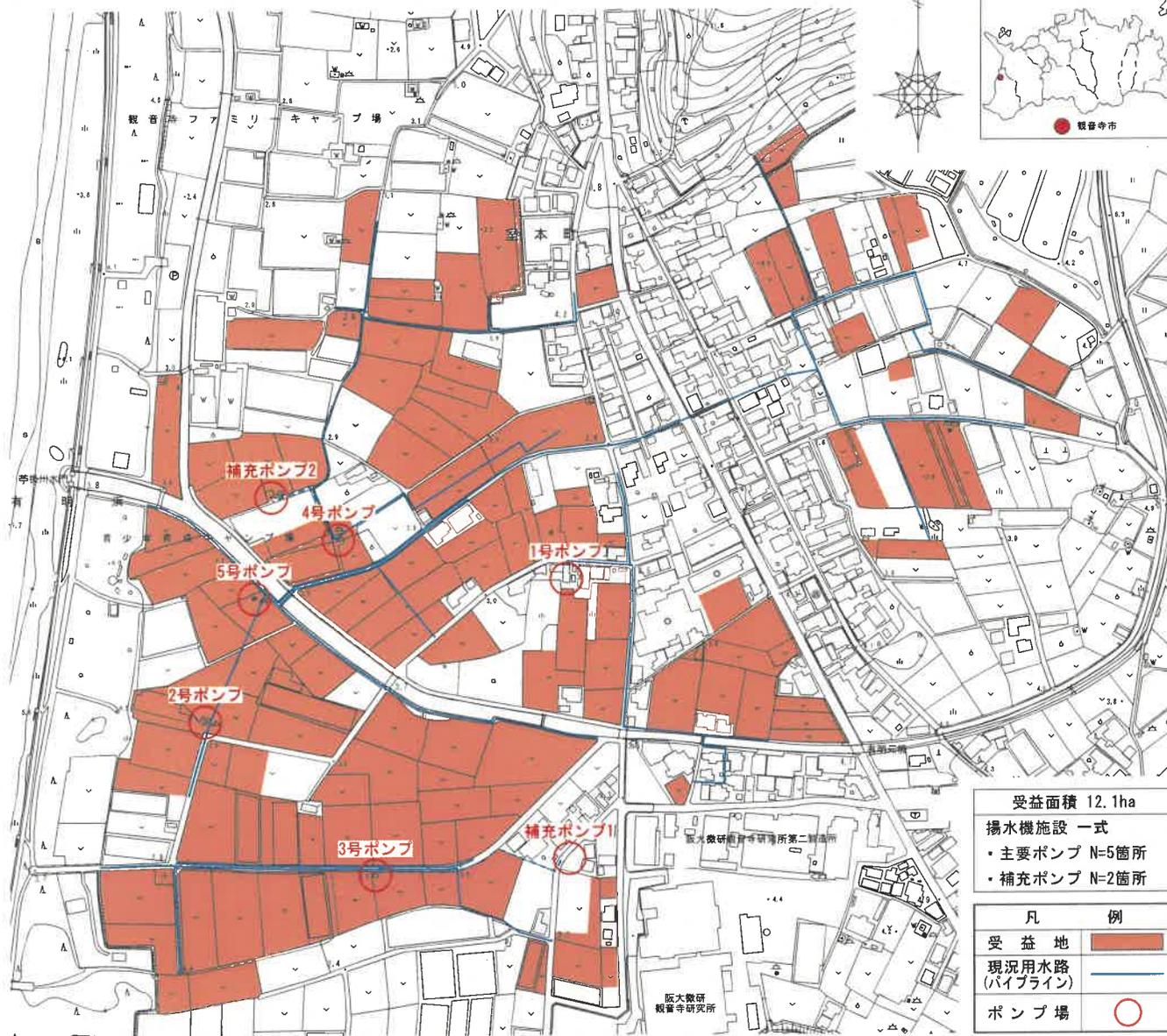
別紙のとおり



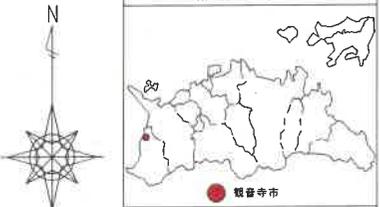
# 計画概要図

## 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） 室本新田地区

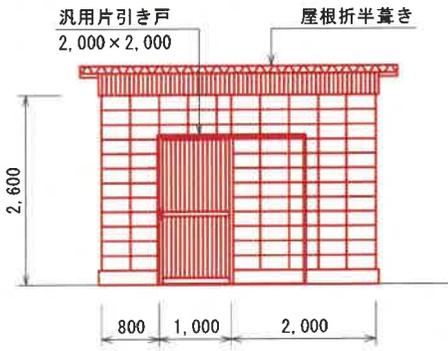
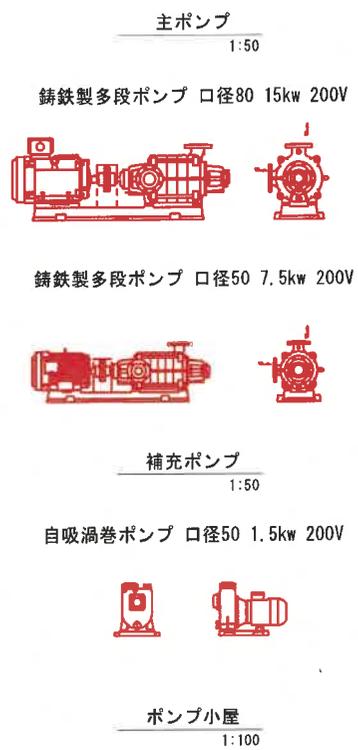
計画平面図



受益面積 12.1ha	
揚水機施設 一式	
・主要ポンプ N=5箇所	
・補充ポンプ N=2箇所	
凡 例	
受益地	
現況用水路 (パイプライン)	
ポンプ場	



標準断面図



## 特別徴収金の徴収について

この土地改良事業（水利施設等保全高度化事業室本新田地区）の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収を徴収することができる。

令和8年2月27日

観音寺市高室土地改良区

理事長 小林 啓三

